

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部および埋設事業部の
原子力事業者防災業務計画の見直しについて

1. はじめに

濃縮・埋設事業所 濃縮事業部および濃縮・埋設事業所 埋設事業部の原子力事業者防災業務計画（2022年11月11日付届出）について、濃・埋モニタリングポスト No. 1～3の設備更新に伴い測定範囲の変更が生じた。

見直しに当たっては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、軽微な変更扱いには該当しないことから、一部修正を行い、県・村に60日間の協議を申し入れる。

2. 修正内容

別図-13 モニタリングポスト配置図

（仕様表内 低レンジモニタの測定範囲： $10^{-3}\sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ から $10^{-2}\sim 10^1 \mu\text{Gy/h}$ に変更）

3. 経緯

濃・埋モニタリングポストは、設置から約15年以上が経過していることから、機器の信頼性確保と予防保全の観点から、設備更新を行ったものである。

更新にあたっては、加工施設に関する設計及び工事の認可申請書（2021年7月2日補正申請）を申請し、認可後（2021.7月）、更新工事に着手している。

更新方法は、全3台のモニタリングポストを1台ずつ更新（可搬型モニタリングポストによる代替測定を実施）し、更新対象外の局舎において、原災法の監視要求である2台の監視を継続した。

なお、更新工事完了後にモニタリングポストによる監視を行っているのは、平成25年11月6日 原子力規制庁文書「核燃料施設等における新規制基準の適用の考え方」3ページに記載のとおり、維持管理に不可欠な活動は「可」とされており、濃縮工場の維持管理に不可欠な活動として、放射線監視・測定設備の運転を継続している。

4. モニタリングポスト測定範囲変更の妥当性

更新を行ったモニタリングポストにおいても、通常のバックグラウンド（約 $2\times 10^{-2}\sim 1\times 10^{-1} \mu\text{Gy/h}$ ）および平常の変動幅を超過した場合の空間放射線量率を計測可能である。

5. 今後のスケジュール

原子力事業者防災業務計画の協議申入れ時期については、新モニタリングポストの健全性が確認された後、即ち炉規法に基づく使用前事業者検査および原災法に基づく性能検査の受検後を想定しており、これらの時期が明確になった時点で、ご相談させていただきたい。